ひとり親家庭等医療の申請はお済み

ですか?

※令和6年8月1日以降の有効期限の証(緑色)が届いている方は、申請の必要はありません。

※令和6年8月以降却下になった方は、所得や世帯状況に変更があった場合に相談してください。

ひとり親家庭等医療は、毎年8月に新年度の状況で判定をします。

現在、ひとり親家庭等医療をお持ちでない方で、該当になると思われる方(令和5年1月1日~令和5年12月31日までの所得について、世帯全員の所得税が非課税相当)は、裏面の申請書を記入の上、窓口に提出してください。

※ひとり親家庭等医療は、前年の所得状況により、毎年8月1日から翌年7月31日までの資格を1年ごとに判定します。

1 対象

この制度の対象となるのは、次の要件をすべて満たすひとり親家庭です。

- (1) 呉市に居住
- (2) 国民健康保険又は各種社会保険に加入
- (3) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している
- (4)世帯全員(同居する扶養義務者全員)の所得税が非課税*

〔*扶養控除の額を計算するときは、平成22年度税制改正前の規定により算定〕

2 助成内容

健康保険を適用した診療等による医療費の自己負担分を助成します。

※ 健康保険適用外の負担分、交通事故等の第三者行為による診察は対象外です。

3 一部負担金

1 医療機関につき 1日 500円(※保険薬局(院外処方)での自己負担はありません。) 同一の医療機関で受診した場合

通院 月4日まで、入院 月14日まで、1日につき**500円**まで自己負担 □→通院 月5日以降、入院 月15日以降は自己負担がありません。

- 4 手続に必要なもの ※状況に応じて下記以外の書類が必要になることがあります。
 - (1) 対象者全員の健康保険証(写しを添付)
 - (2) 対象者全員のマイナンバーカード (個人番号カード) または通知カード
 - (3)個人番号利用に関する同意書(※本人が自署する必要があります。)
 - (注)世帯員の中で R6.1.1 時点, 呉市に住民票がない方がいる場合に必要記入方法など詳しくはこども支援課へお問い合わせください。

5 申請書提出先

こども支援課または各市民センター

6 問い合わせ先

呉市こども支援課 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所3階電話0823-25-3173

